

令和6年4月10日

区長・小区長様

掛川市区長会連合会事務局

令和6年度版「区長ノート（自治区の仕事早わかり資料集）」他の配付について

このことについて、下記により配付しますので、今後の自治会活動の参考としていただきますようお願いいたします。

記

1 配付資料

- (1) 令和6年度版「区長ノート（自治区の仕事早わかり資料集）」
- (2) 令和6年度「会議・行事・手続き等スケジュール（予定）」
- (3) 区長業務における質疑回答集

※配布部数は、各区へ2部、各小区（区長兼務者が小区長を務める小区を除く）へ1部としてあります。

※区長ノート及びスケジュールの掲載内容において不明な点がありましたら、各担当課まで直接お問い合わせをお願いいたします。

2 新任区長研修会に替わる取り組み（説明動画の配信）

コロナ禍前までは総会終了後に新任区長研修を開催していましたが、総会の書面決議方式への移行及び日中仕事をもちながら区役員を担う方の増加等の社会変化に対応するため、昨年度から説明動画のインターネット配信を行っています。4月理事会における案件説明及び質疑応答の様子を録画し、4月末日までに市ホームページに掲載します。

- 【配信内容】
- | | |
|----------------|------------------|
| ①区長会連合会の概要について | ⑤生コン等材料支給について |
| ②区長会連合会総会について | ⑥区長ノートについて |
| ③中央集会の開催について | ⑦地区（区・小区）要望書について |
| ④地区集会の開催について | |

【説明動画の視聴方法】

市ホームページの[サイト内検索](#)で「自治区向け電子手続き」と検索していただくか、次のQRコードから動画配信のページにお進みください。

<https://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/gyosei/docs/8741.html>



事務局
生涯学習協働推進課 自治活動支援係（藤原一成、増田）
電話：21-1129 FAX：21-1165

【参考】令和6年度 会議・行事・手続き等スケジュール(予定)

令和6年4月1日時点

時期	日程・期限	名称等	内容			対象者等	対象の範囲	【参考】前年度の実績	備考
			会議	行事	手続き				
4月	6～15日	春の全国交通安全運動		○		区役員	全地区	5/11～20日	【危機管理課】
	10日	区長会連合会理事会	○			地区区長会長	全地区		
	17・18・24・25・26日	第1回自主防災会長会議(開催日中いずれかに出席)	○			自主防災会長・区長	全地区	20・21・24・26・27・28日	【危機管理課】
	4/30議決予定	区長会連合会総会	○			区長	全地区	書面決議方式により開催	「書面決議方式」で開催することが理事会にて決定しています
	-	新任区長研修		○		区長・小区長	全地区	同様に実施	資料配布と説明動画の配信を計画しています
5月	8日	区長会連合会理事会	○			地区区長会長	全地区		
	25日	協働によるまちづくり中央集会		○		区役員、地区まち協役員	全地区	5/28	
	26日	掛川市水防訓練		○		自主防災会水防団	該当区	6/4	【危機管理課】
	下旬	区長会連合会費納入期限(各区→地区) ※地区区長会長へ納入する場合			○	各区	全地区	5/29まで	
6月	2日	掛川市土砂災害避難訓練		○		自主防災会	警戒区域の該当区	6/4	【危機管理課】
	〃	掛川市海岸清掃		○		該当区	大東・大須賀区域の一部	6/5(中止)	【維持管理課】
	上旬	区長会連合会費納入期限(各区・地区→連合会) ※口座振込で納入する場合			○	各区	全地区	6/2まで	
	3日～6日	防災・自治活動用タブレット説明会	○			区長・小区長	全地区	6～7月にかけて	【生涯学習協働推進課】
	12日	区長会連合会理事会	○			地区区長会長	全地区		
	〃	区長会連合会費納入期限(各区・地区→事務局) ※現金納入の場合			○	各地区	全地区	6月理事会日まで	
	〃	地区要望、生コンU字溝等要望書提出期限			○	各区・小区	希望する区・小区	6月理事会日まで	【生涯学習協働推進課】
	〃	行政事務交付金世帯数調査報告期限(前期)			○	各区	全地区	6月理事会日まで	【生涯学習協働推進課】
	22～23日	第1回防災リーダー養成講座(初級編)		○		区役員、区民希望者	全地区	9/9～10	【危機管理課】
30日	自主防災会防災資機材購入費補助金交付申請書提出期限			○	各自主防災会	希望する自主防災会	6/30	【危機管理課】	
7月	6日	避難所運営担い手講座		○		区役員、区民希望者	全地区	7/8	【危機管理課】
	10日	区長会連合会理事会	○			地区区長会長	全地区		
	〃	コミュニティ活動促進事業補助金要望調書提出期限			○	各区	希望する区・小区	7月理事会日まで	【生涯学習協働推進課】
	〃	敬老会実施計画書・口座確認書提出期限			○	各区	全地区	7/12まで	【長寿推進課】
	11日～20日	夏の交通安全県民運動		○		区役員	全地区	11～20日	【危機管理課】
	27～28日	第2回防災リーダー養成講座(初級編)		○		区役員、区民希望者	全地区	10/21・22	【危機管理課】
	31日	行政事務交付金概算払い(市→各区)			○	各区	全地区	7/31振込	【生涯学習協働推進課】

【参考】令和6年度 会議・行事・手続き等スケジュール(予定)

令和6年4月1日時点

時期	日程・期限	名称等	内容			対象者等	対象の範囲	【参考】前年度の実績	備考
			会議	行事	手続き				
8月	14日	区長会連合会理事会	○			地区区長会長	全地区		
	15日	戦没者追悼式		○		地区区長会長	全地区	規模縮小して開催(正副会長のみの出席)	【福祉課】
	16日	コミュニティ活動促進事業補助金抽選会			○	区(小区)役員	希望する区・小区	8/25	【生涯学習協働推進課】
	25日	女性防災講座		○		各区・小区	区民の女性希望者	R6新規事業	【危機管理課】
	30日	日本赤十字社会費納入期限			○	各区	全地区	8/31まで	【福祉課】
	〃	翌年度自主防災会防災資機材購入費補助金の要望調書提出期限			○		希望する自主防災会	8/31まで	【危機管理課】
9月	1日	掛川市総合防災訓練		○		区役員	全地区	9/3	【危機管理課】
	3日	区長会連合会理事会	○			地区区長会長	全地区		
	〃	緑の募金運動協力依頼(市→各区)			○	各区	全地区	10/31まで	【維持管理課】
	19日	第2回自主防災会会長会議及び防災研修会	○			自主防災会長	全地区	9/28	【危機管理課】
	21日～30日	秋の全国交通安全運動		○		区役員	全地区	21～30日	【危機管理課】
	30日	当年度防犯灯設置事業補助金実績報告書提出期限			○	各区・小区	希望する区・小区	30日	【危機管理課】
	〃	当年度自主防災会防災資機材購入費補助金の完了報告書提出期限			○	各自主防災会	該当の自主防災会		【危機管理課】 ※期限は目安です
	〃	翌年度防犯灯設置事業補助金計画書提出期限			○	各区・小区	希望する区・小区	9/29まで	【危機管理課】
	〃	翌年度ごみ集積所設置等補助金要望調書提出期限			○	各区・小区	希望する区・小区	9/29まで	【環境政策課】
	〃	翌年度コミュニティ施設改善事業補助金要望調書提出期限			○	各区・小区	希望する区・小区	9/29まで	【生涯学習協働推進課】
	下旬	地区区長会活動交付金支払い(市→各地区)			○	各地区	全地区	9/29振込	【生涯学習協働推進課】
未定	区長研修		○		区長	全地区	10/12	実施月の変更する可能性があります	
10月	9日	区長会連合会理事会	○			地区区長会長	全地区		
	〃	社会福祉大会表彰候補者推薦依頼(社協→各区)			○	各区	全地区	11/30まで	【社会福祉協議会】
	〃	社会福祉協議会一般会費、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金運動協力依頼(社協→各区)			○	各区	全地区	11/30まで	【社会福祉協議会】
	31日	緑の募金運動納入期限			○	各区	全地区	10/31まで	【維持管理課】
	未定	潮騒の杜育樹祭		○		該当区の役員	沿岸部の該当区	10/21	【基盤整備課】
11月	8日	区長会連合会理事会	○			地区区長会長	全地区		
	〃	行政事務交付金世帯数調査報告期限(後期)			○	各区	全地区	11月理事会日まで	【生涯学習協働推進課】
	〃	防犯・交通安全活動表彰者推薦期限			○	各区・小区	全地区	11月理事会日まで	【危機管理課】
	16～17日	第3回防災リーダー養成講座(初級編)		○		区役員、区民希望者	全地区	18～19日	【危機管理課】

【参考】令和6年度 会議・行事・手続き等スケジュール(予定)

令和6年4月1日時点

時期	日程・期限	名称等	内容			対象者等	対象の範囲	【参考】前年度の実績	備考
			会議	行事	手続き				
11月	16日	かけがわ教育の日		○		区長会として代表者3名	子ども育成支援協議会長職の地区区長会長	11/18会場開催	【教育政策課】
	29日	社会福祉大会表彰候補者推薦期限			○	各区	全地区	11/30まで	【社会福祉協議会】
	〃	社会福祉協議会一般会費・赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金納入期限			○	各区	全地区	11/30まで	【社会福祉協議会】
	〃	敬老会決算報告書			○	各区	全地区	11/30まで	【長寿推進課】
	未定	区長会連合会役員視察研修		○		地区区長会長	全地区	12/13	実施月は変更する可能性があります
12月	1日	掛川市地域防災訓練(津波避難訓練を含む)		○		各地区・各区・各自主防災会	全地区	12/3(中止)	【危機管理課】
	10日	区長会連合会理事会	○			地区区長会長	全地区		
	11日	安全安心まちづくり研修会		○		地区区長会長	全地区	12/7	【危機管理課】
	15~31日	年末の交通安全県民運動		○		区役員	全地区	15~31日	【危機管理課】
	下旬	行政事務交付金精算払い(市→各区)			○	各区	全地区	12/28振込	【生涯学習協働推進課】
	末日	当年度自主防災会防災資機材購入費補助金の完了報告書提出期限			○	各自主防災会	該当の自主防災会		【危機管理課】
	未定	掛川モデル推進協議会(防潮堤)	○			沿岸部の区役員	沿岸部の地区	12/22	【基盤整備課】
	未定	掛川市地区更生保護大会		○		地区区長会長	全地区	中止	【福祉課】
1月	4日	消防出初式		○		地区区長会長	全地区		【消防総務課】
	8日	区長会連合会理事会	○			地区区長会長	全地区		
	26日	掛川市城下町駅伝競走大会		○		地区区長会長	掛川区域の一部	1/28	【文化・スポーツ振興課】
2月	7日	区長会連合会2月理事会	○			地区区長会長	全地区		
	15日	社会福祉大会		○		区長・小区長	全地区	2/17	【社会福祉協議会】
	27日	区長会連合会3月理事会	○			地区区長会長	全地区		
	〃	新年度役員等報告期限			○	各地区・各区・各自主防災会	全地区	3月理事会日まで	【生涯学習協働推進課他】
	未定	掛川市原子力防災訓練		○		各区	県の計画に合わせて選定	2/4	【危機管理課】
3月	31日	消防団入退団式		○		地区区長会長	全地区		【消防総務課】
	未定	掛川市防災会議	○			連合会長		3/17	【危機管理課】
	未定	潮騒の杜植樹祭		○		該当区の役員	沿岸部の該当区	3/2	【基盤整備課】
	〃	掛川市遺族会掛川ブロック戦没者慰霊祭		○		地区区長会長	掛川区域	規模縮小して開催(遺族会のみ)	【福祉課】

※各会議や行事等は、今後の感染症の状況によって中止または延期、規模縮小等をさせていただく場合があります。

【参考】区長業務における質疑回答集

1 地区要望等

Q 1	「地区要望」と「地区連絡シート」は、制度も手続きも同じに思えるが別なものなのか？
A 1	<p>それぞれ別の制度になります。違いは次のとおりです。</p> <p>●「地区要望」</p> <p>“1自治区3件まで”という提出件数の制限や提出期限があり、主に道路や河川の改良や修繕といった、自治区の抱える課題の解決を市に要望するものです。</p> <p>また、材料支給に係る要望は、「生コン等材料支給要望調書」や「U字溝等材料支給要望調書」の提出をお願いします。材料支給要望調書は、地区要望の“1自治区3件までの取り扱いとは別枠となっています。</p> <p>●「地区連絡シート」</p> <p>喫緊で事故に繋がるような舗装の穴開きや側溝蓋の破損など緊急対応が必要な案件を連絡する際に提出していただくものです。地区要望とは違い1年間を通じて随時受け付けており、緊急対応案件以外の行政への相談や連絡にもご利用いただけます。</p> <p>また、同様の制度として、一般市民が発見した道路・公園施設等の不具合を、位置図と写真とともに情報提供していただくLINEを活用した「情報受付デスク」（維持管理課所管）の運用も行っています。</p>
担当	生涯学習協働推進課（21-1129）

Q 2	地区要望の“1自治区3件までの取扱い”には、前年度からの継続事業も含まれるのか？
A 2	継続事業も含めて、“1自治区3件まで”でお願いしています。
担当	生涯学習協働推進課（21-1129）

Q 3	採択されなかった地区要望は、新年度に改めて出し直す必要があるのか？
A 3	<p>予算不足などの理由により、前年度に採択されなかった地区要望を再度提出された場合は、市で改めて採否を検討させていただきます。</p> <p>但し、「要望箇所が私有地になっている」「費用が上限を越える大規模工事である」等の明らかに不採択になる内容については、別の要望に変更されることをお勧めします。</p>
担当	生涯学習協働推進課（21-1129）

Q 4	地区要望の“1自治区3件までの取扱い”について、大きな区と小さな区を同等に扱うのはむしろ平等性に欠けるのではないか？ また、十分な予算の確保、若しくは件数・金額制限の見直しは出来ないのか？
A 4	地区ごとに要望件数の上限に差をつける場合、面積や人口などの様々な条件を総合的に勘案する必要があり、明確な基準を設けることが難しいため、一律に3件までとさせていただきます。また、市の財政を考えると、件数や金額上限の変更も難しい状況ですので、ご理解をお願いいたします。
担当	生涯学習協働推進課（21-1129）

Q 5	各種要望書の様式は、市のホームページ等でダウンロードできるか？
A 5	掛川市ホームページの次の場所からダウンロードが可能です。市ホームページのサイト内検索で「区長ノート様式集」や「自治区向け電子手続き」と入力し、検索するとそれぞれのページが出てきます。 なお、紙媒体で様式が必要な場合には、区長ノートをコピーしていただくか、生涯学習協働推進課までお申し出ください。 <区長ノート様式集> 自治区運営関係、要望制度等の様式を掲載しています。 「 https://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/gyosei/docs/8083.html 」 <自治区向け電子手続き> 理事会を通じた市等からの依頼に関する回答・報告様式等を掲載しています。 「 https://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/gyosei/docs/8741.html 」
担当	生涯学習協働推進課（21-1129）

2 交通安全

Q 6	横断歩道を設置して欲しい。
A 6	横断歩道の設置についても各区から多くの要望をいただいています。設置可否の判断は、信号機の設置と同様の手順で行われ、市内では、年間に平均で4～5箇所が新設されています。設置の基準は、「ピーク時に1時間あたり30人以上の横断者があること」「隣接の信号機又は横断歩道から200m以上離れていること」などとなっています。 なお、最近では警察から自治会に対して、近くにある「利用者が少なく必要性が低い横断歩道」の移設、または「廃止が可能な横断歩道」の情報提供や検討をお願いする場合があります。
担当	危機管理課（21-1131）

Q 7	信号機（押しボタン式含む）の設置を要望したいが、すぐ設置してもらえるか？また、以前から信号機の設置を要望しているが、何故まだ設置されないのか？
A 7	<p>現在、市内の信号機設置要望箇所は約 70 箇所あり、それぞれの交通状況を確認し、緊急度をランク付けしたうえで全てを公安委員会へ提出しています。なお、県内の要望箇所は約 200 箇所あり、毎年、県内で設置される数は 10 箇所程度であることから、新設は難しいのが現状です。</p> <p>信号機や横断歩道などの設置の決定は、県の公安委員会が管轄しています。自治区から提出のあった要望は、市で現地調査を行い、市の意見を付けて掛川警察署へ進達しており、県の公安委員会でも現地の交通量や人の利用量、周囲の状況などを調査した上で、設置の可否が決定されています。</p> <p>信号機設置の目的は「交通の安全と円滑を確保するため」であり、設置にあたっては、道路形態、交通事故や渋滞の発生、車両や歩行者等の交通量、歩行者の滞留場所や信号機設置場所の確保等の要件全てを勘案して決定することとなっています。</p> <p>参考：平成 30 年(2018)度以降、市内で新規の信号機設置はありません。</p>
担当	危機管理課（21-1131）

Q 8	一時停止の規制をして欲しい。丁字路へ一時停止の規制をして欲しい。
A 8	<p>一時停止についても、各区から多くの要望をいただいておりますが、最近では年に 5 箇所程度の新設に留まっており、信号機や横断歩道の設置と同様の手順で、必要性を検討し設置が決定されています。</p> <p>また、団地内など「通行車の多くが地元住民である箇所」や「交通量が少ない箇所」は、危険性が低いことから設置が困難であり、道路管理者による白線等の設置のみの対応となるケースもあります。</p> <p>なお、丁字路（三差路）交差点については、道路の主従関係が明確であることから、県の公安委員会で原則、一時停止の新たな設置はしない方針となっており、同じく道路管理者による白線等の設置のみが主な対応となります。</p>
担当	危機管理課（21-1131）

Q 9	横断歩道や一時停止線が消えかかっているので、塗り直して欲しい。
A 9	<p>横断歩道や一時停止線が老朽化して消えかかっているものについても、要望があった箇所は全てを調査し、市の意見を付けて掛川警察署へ進達しています。横断歩道や一時停止線等の塗り直しについては県の警察本部が担当しており、県内全ての箇所を計画的に順次実施していることから、実施までには期間がかかる場合もあります。</p> <p>なお、ほとんど消えかけている箇所に関しては、掛川警察署から県警本部へ優先的な対応をお願いしてもらっております。</p>
担当	危機管理課（21-1131）

Q 10	時速 40 km規制の道路を、30 km規制に変更して欲しい。
A 10	<p>現在、全国の警察では「交通環境、交通状況の実態に沿った交通規制の見直し」を実施しており、要望がある箇所を含めて県内全体の見直しが行われています。</p> <p>また、最高速度規制については事故防止のみでなく、円滑な交通の流れを作ることも考慮して決定されているため、規制が合理的なものとなっているかを点検し、見直しすることとなります。</p> <p>速度規制についても信号機等と同様の手順で公安委員会が決定し、変更の基準は、急カーブなどが連続する道路、住宅や商店などが連立し歩行者や自転車の通行が多く歩道が未設置の道路、通学路になっていて幼保園や小学校等が沿線にある歩道が未設置の道路など、交通環境と状況を検討し、指定することとなっています。</p>
担当	危機管理課（21-1131）

3 環境衛生

Q 11	ごみ集積所設置補助金を申請する場合に、設置箇所数の上限等はあるか？
A 11	各自治区に広く制度を利用してもらおう観点から、地区または小区ごとの申請につき、補助額上限 10 万円までを受付しております。緊急対応が必要な場合は、環境政策課ごみ減量推進係までご相談ください。
担当	環境政策課（21-1145）

Q 12	現在でも地域の美化活動を行う際に、旧の市指定ごみ袋を使っても良いか？
A 12	各自治区で不正ごみの処理等を行う際には、旧の指定ごみ袋を使用させていただいて構いませんが、使用にあたっては必ずごみ袋に許可シールを貼っていただくようお願いします。なお、許可シールは本庁または支所でお渡ししています。
担当	環境政策課（21-1145）

4 防犯

Q 13	ゴミの不法投棄を見張るために街頭防犯カメラを付けたいが、「街頭防犯カメラ設置事業費補助金」の対象になるか？
A 13	<p>危機管理課の街頭防犯カメラ設置事業は、「通学路での犯罪防止を目的として、自治会等が通学路に向けて特定の場所に継続的に設置し、撮影するビデオカメラ」となっているため、ゴミの不法投棄や、特定施設の防犯のための監視カメラは対象外となっています。</p> <p>環境政策課において、不法投棄防止を目的とした「映像記録カメラ貸出事業」を行っていますので、是非ご活用ください。</p>
担当	環境政策課（21-1145）

Q 14	街頭防犯カメラを取り扱っている業者を教えてください。カメラの価格も知りたい。
A 14	<p>取扱業者については、危機管理課にお問い合わせいただければ、把握している業者をお伝えすることが可能です。カメラ等の価格に関しては、各取扱業者へ直接、お問い合わせをお願いします。過去の実績ですと、35万円から40万円程かかり、その後の維持管理費等で年1万5千円から2万円程の費用がかかります。</p> <p>なお、掛川市では設置費用の補助を以下のとおり実施しております。</p> <p>補助率：街頭防犯カメラ設置事業費の1/2</p> <p>上限額：20万円（令和6年度から5万円増）</p>
担当	危機管理課（21-1131）

Q 15	中部電力（株）の街頭防犯サービスに「お手軽プラン」というものがあり、カメラの所有が自治会ではなく電力会社となるが、それでも補助の対象になるか？
A 15	所有者が自治会でない場合はリース契約と同様の扱いになるため、補助の対象とすることはできません。
担当	危機管理課（21-1131）

Q 16	「街頭防犯カメラ設置計画書」を提出した場合、必ず補助金が交付されるのか？
A 16	<p>毎年、予算の範囲内で設置費用を補助しております。</p> <p>選定にあたっては、市と自治区のヒアリングや、警察との協議により、必要度の高い場所を選定させていただき、交付の優先順位を決定することになります。</p> <p>このため、地区からの要望通りに補助金が交付されないケースもありますので、ご承知置きください。また、申請された防犯カメラの購入・設置については、必ず交付決定後に行うようにお願いします。</p>
担当	危機管理課（21-1131）

Q 17	以前、危機管理課の防犯灯設置等事業費補助金を活用して防犯灯を蛍光灯からLEDに交換したが、LED照明が切れてしまった。LED防犯灯の交換費用についての補助金はあるか？
A 17	令和6年度からLED防犯灯の交換についても補助対象とし、1基、6千円の補助を新たに追加することとしました。
担当	危機管理課（21-1131）

5 その他

Q 18	自治会の世帯数について、同じ敷地に別々に住んでいる家族や、敷地は違うけど近接して住んでいる家族などは、どのように扱えば良いか？
A 18	事務局としては「別の建物に住み、生計を一にしていない場合」は、別世帯だと捉えています。しかし、光熱水費を別々に支払っているかどうかなど実際の生活状況は当人たちでなければ分からないことや、各自治区での定義等もあると思われるため、それぞれの実情に合わせた取り扱いをお願いします。
担当	生涯学習協働推進課（21-1129）

Q 19	「歳末たすけあい募金」の納入方法が、社会福祉協議会の窓口への持参となっているが、わざわざ出向くのは大変なので、振込等の対応を考えてもらえないか？
A 19	銀行振込いただけます。ご連絡をいただいた自治区には、振込用紙を送付しますので、窓口への持参が難しい場合は、社会福祉協議会へお申し出ください。組長さんや区役員さんの負担軽減、現金管理のリスク低減のためにも銀行振込をご検討ください。
担当	掛川市社会福祉協議会（22-1294）

Q 20	配布された防災・自治活動用タブレット（ipad）の使い方やルールについて、どこに相談すればよいのか？
A 20	相談内容に応じて、下記担当課にお問い合わせください。 ①タブレット全般に関すること →生涯学習協働推進課【21-1129】 ②防災に関すること →危機管理課【21-1131】